

# 役員及び評議員等の報酬に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人復泉会（以下「当法人」という。）役員及び評議員等の報酬の支給に関し、必要な事項を定めるものである。

## (定義)

第2条 この規程における役員及び評議員等とは、当法人定款第17条第1項に規定する理事及び監事並びに、同定款第5条第1項に規定する評議員並びに、同定款第6条第2項に規定する評議員選任・解任委員をいう。

## (理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会、評議員会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うこととする。

2. 交通費の実費が実費費用弁済額を超える場合には、その実費とする。

## (理事等の報酬)

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給する。

2. 理事が理事会、評議員会以外の目的において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業運営に当たった場合は、別表2より報酬及び実費弁償費を支払うこととする。

3. 法人及び事業所の職員を兼務する理事の報酬は、別表2により支給する。

4. 評議員が評議員会以外の目的において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業運営に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うこととする。

5. 交通費の実費が実費費用弁済額を超える場合には、その実費とする。

## (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業運営の状況を監査及び指導の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うこととする。

2. 交通費の実費が実費弁償額を超えた場合には、その実費とする。

## (旅費の支給)

第6条 役員及び評議員及び評議員選任・解任委員が、法人業務のため出張する場合は、別表3より報酬及び旅費を支給する。

第7条 理事長と法人及び事業所の職員を兼務する理事は、この規程は適用せず、旅費規程を適用する。

## (評議員選任・解任委員の報酬)

第8条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは無報酬とする。但し、別表4より旅費を支給する。

2. 交通費の実費が実費弁償額を超えた場合には、その実費とする。

#### (理事長が出席を求めた者への報酬)

第9条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席した場合は、別表5により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 交通費の実費が実費弁償費を超えた場合には、その実費とする。

#### (重複支給の防止)

第10条 理事長と法人及び事業所の職員を兼務する理事は、第3条の規定を適用しない。

#### (支給日)

第11条 報酬及び実費弁償費の支払いについては、毎月1日を起算日とし、当月末日に締め切り、翌月28日(支給日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

#### (改正及び規格外事項)

第12条 この規程を改正する必要がある場合及び、この規程に定めがない事項については、その都度理事会の議決を経なければならない。

#### 附 則

この規程は、平成 14年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 17年 5月20日から施行する。

この規程は、平成 28年 8月30日から施行する。(平成28年7月25日より遡及適用する)

この規程は、平成 29年 6月20日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事会出席報酬	日額 5,000円	1,000円	
評議員会出席報酬	日額 5,000円	1,000円	

別表2（第4条及び第5条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等	日額 20,000円	職員通勤手当相当	
理事業務報酬等	日額 5,000円	1,000円	
法人及び事業所の職員を 兼務する理事の報酬等	月額 10,000円		
監事業務報酬等	日額 5,000円	1,000円	
評議員業務報酬等	日額 5,000円	1,000円	

別表3（第6条関係）

名 称	報酬（1日当たり）	旅 費	備 考
報酬及び旅費	5,000円	実費相当	

別表4（第8条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
報酬及び旅費	無報酬	1,000円	

別表5（第9条関係）

名 称	報酬（1日当たり）	実費弁償費	備 考
報酬及び旅費	5,000円	1,000円	